

1-30-23

世子尚元の、進貢謝恩の方物を分載して使者馬宜志等を遣わす執照（一五五九、九、二五）

琉球国中山王世子尚元、進貢、謝恩の方物を護送する事の為にす。

今、使者馬宜志・通事梁燦等を遣わし、夷梢を率領し、本国の小船一隻を撐駕して馬二匹・生硫黄五千斤を装載し、護送して前來し貢に充て、仍お福建布政使司に赴き告稟して進収せしむる外、所扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、字字十一号半印勘合執照を給して通事梁燦等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬宜志 人伴二名

通事一員 梁燦 人伴二名

管船直庫一名 余郎加尼

梢水共に九十三名

嘉靖三十八年（一五五九）九月二十五日

右の執照は通事梁燦等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の
事の為にす 執照

1-30-24

世子尚元の、冊封使の迎接のため長史梁炫等を遣わす執照

（一五六〇、一〇、二九）

琉球国中山王世子尚元、天使の海邦に光賁するを迎接する事の為にす。

切に照らすに本国は嘉靖三十六年（一五五七）、正議大夫・長史等の官の蔡朝器等を差遣し、齎本して王爵を襲封するを奏乞せしむるに、聖恩もて勅を頒ち、差官して皮弁冠服を齎賜し封建せしむ等の因あるを荷蒙す。理として合に上年の封建の事例に照依すべし。今、特に長史梁炫・使者王金・通事蔡朝用等を遣わし、海船一隻に坐駕して夷梢を率領し、福建の処所に前去して天使の船隻を迎接し、導引して国に到らしむ。

今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、字字十二号半印勘合執照を給して通事蔡朝用等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

長史一員 梁炫 人伴十名

使者三員 王金 馬加泥 馬南比 人伴九名

通事一員 蔡朝用 人伴二名

副通事一員 蔡朝俊¹ 人伴二名

管船火長・直庫二名 紅文綵² 越度佳美

梢水共に一百二十一名

嘉靖三十九年（一五六〇）十月二十九日

右の執照は通事蔡朝用等に付し、此れに准ぜしむ

天使を迎接する事の為にす 執照

注*郭汝霖「使琉球録」によると、冊封使吏科左給事中郭汝霖・行人

司行人李際春は、この迎接を受けて四十年五月二十八日に梅花を開洋し、閏五月九日に琉球に到着した。

(1) 蔡朝俊 一五三二—八一年。屋良通事。久米村蔡氏(儀間家)七世。通事として明へ四回渡航した(『家譜(二)』二五六頁)。

(2) 紅文綵 生没年不詳。久米村紅氏(和宇慶家)五世。火長として明へ三回、通事として暹羅へ一回渡航した(『家譜(二)』二〇二頁)。

1-30-25

世子尚元の、赴京の官員の接回のため使者馬寧久等を遣わす 執照(一五六一、一、二六)

琉球国中山王世子尚元、朝京の官員を接回する事の為にす。

本国は嘉靖三十八年(一五五九)に貢期に適當すれば、特に正議大夫蔡廷会等を差^{つか}わし、本国の小船二隻に坐駕して共に礼儀を載せ、進貢し謝恩せしむるに、福建布政使司の、例に照らして摘発し先に回国せしむるを蒙る。今照らすに、原差^{もと}わせる正議大夫蔡廷会・使者馬良詮・都通事梁灼併びに人伴安丹也等、表を齎し京に赴けば、船無くして以て回国し難し。

此の為に今、特に使者・通事等の官の馬寧久・鄭祿等を遣わし、字字十四号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船一隻に坐駕し、福建等の地方に前去して正議大夫蔡廷会等を接回し回国せしむ。如し経過の閩津把隘^{ところ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者二員 馬寧久 馬佳尼 人伴四名

通事一員 鄭祿 人伴二名

管船火長・直庫二名 林葉 彭加尔

梢水共に一百人